

様式

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者

印

(担当者)

電話

番

工場立地法 第6条第1項 第7条第1項 第8条第1項 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)		
3	特定工場の敷地面積	m ²	
4	特定工場の建築面積	m ²	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工場の開始の予定日	造成工場等	
		施設の設置工事	
	整理番号	備考	
	受理年月日		
審査結果			

- 備考 1 . 印の欄には、記載しないこと。
- 2 .法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載すること。
- 3 . 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 .法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 5 . 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 6 . 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積(m ²)	増減面積(m ²)
生産施設の面積の合計		m ²	

- 備考 1. 施設番号欄には、セ - 1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
2. 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
3. 法第 8 条の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
4. 増減面積欄には、法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
5. 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっても、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)
緑地面積の合計		㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)
緑地以外の環境施設の面積の合計		㎡
環境施設の面積の合計		㎡

2. 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	

- 備考 1. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2. その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セ-1」とあるのは、緑地にあつては「リ-1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カ-1」と読み替えるものとする。

事業概要説明書

1	生産開始の日							年	月	日	
2	主要製品別生産能力及び生産数量										
	製品名			生産能力			生産数量				
3	水源別工業用水使用量							計			(単位：トン/日)
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水				
4	電力の使用量							計			(単位：KWH/日)
	買電による電力使用量					自家発電による電力使用量					
5	輸送手段別輸送量							計			(単位：トン / 月)
				自動車	鉄道	船舶	その他	計			
	燃料、原材料及び外注部品										
6	従業員数							計			人
	職員	男 女	人 人	工員	男 女	人 人	計	男 女	人 人		

備考 1. 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、m³/月等)
 2. 輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当たり平均輸送量を記載して下さい。

様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図は、以下の要領で作成の上、届出書類に添付して下さい。

作成要領

1. 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
2. その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
3. 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1 ~ 3 に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

4. 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
5. 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	年 月	工 事 の 日 程									
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成(埋立)工事											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
その他の主要施設の設置工事											

- 備考 1 . 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を 印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 2 . 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1 ~ 3 に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
- 3 . 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記してください。
- 4 . 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。